

宮代町雨水排水処理基準

令和 3 年 4 月 1 日町長決裁

令和 7 年 1 月 1 6 日改正

1 目的

この基準は、開発行為を行う者に対し、開発区域内に設置する雨水流出抑制施設の基準を設けることにより、河川や水路への雨水流出量の流出を抑制し、浸水被害の発生及び拡大を防止することを目的とする。

2 定義

この基準における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 開発行為 建築物の建築を目的とする土地の区画形質の変更をいう。
- (2) 開発区域 開発行為が行われる土地の区域をいう。
- (3) 雨水流出抑制施設 雨水を一時的に貯留し、又は浸透させる機能を有する施設をいう。
- (4) 雨水流出量 開発区域内で発生する雨水量をいう。

3 適用の範囲

この基準は、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 4 条第 1 2 項に規定する開発行為（建築許可及び適合証明を含む。）に適用する。

4 適用の除外

- (1) 開発区域面積が 1 ヘクタール以上の開発行為で、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成 1 8 年埼玉県条例第 2 0 号）に基づき知事の許可が得られている地域については適用しない。
- (2) 特定都市河川浸水被害対策法（平成 1 5 年法律第 7 7 号）に基づく雨水浸透阻害行為の許可が必要な場合、その対策量と本基準の計画最大雨水量と比較して、本基準の計画最大雨水量が下回る場合においては適用しない。

5 雨水の処理方法

開発行為を行う者は、次の事項を遵守し、雨水流出抑制施設を計画しなければならない。また、公共下水道の認可区域内の開発行為については、公共下水道計画の雨水計画との整合を図ること。

- (1) 次に掲げる計算により開発区域内で発生する計画最大雨水量を算出し、計画最大雨水量以上の雨水処理能力を有する規模の雨水流出抑制施設を設けること。

$$Q = C \times I \times A$$

Q：計画最大雨水量（ m^3 ）

C：流出係数

種別	流出係数
屋根	0.95
アスファルト・コンクリート舗装	0.9
透水性舗装	0.8
緑地	0.25
その他（砂利敷きなど）	0.3

I：時間雨量 50mm/時間（0.05m）

A：流出係数ごとの面積（ m^2 ）

- (2) 開発区域から隣接地へ雨水が流出しないよう必要な対策を講じること。
(3) 土壌の飽和透水係数は現場透水試験を実施し求める。

なお、標準値として $4.0 \times 10^{-3} \text{ cm/sec}$ （0.144m/hr）を使用しても差し支えない。

6 その他

この基準に定めのない事項が生じたときは、別途協議して定めるものとする。

附 則

- この基準は、令和7年7月1日から施行する。
- この基準の施行前において、既になされた申請等の手続その他の行為については、改正前の基準を適用する。